

淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案 (庭窪河畔・八雲・八雲野草・守口・外島・太子橋地区)

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|---|-----------|---|
| 1 | 現在あるスポーツ施設のスペースを確保しながら環境（自然的）の保全・再生をすすめること | 自然環境の保全再生 | 庭窪ワンド群は、城北ワンド群よりも歴史が古く比較的昔の姿を保っています。しかし、近年は外来種の繁茂により在来種が減少し、かつての景観は失われつつあります。本公園では、淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川の自然環境と利用の調和を図ることとしています。地域協議会等のご意見を伺いながら、ワンド環境の保全と利用の調和のあり方を検討するモデル地区を選定します。モデル地区において、社会動向の変化、周辺都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見をふまえ、地区ごとの特性を考慮しながら、運動施設の見直しや河川敷の切り下げ等により自然環境の保全・再生を行う公園整備計画の作成に取り組みます。 |
| 2 | 住民にとってはスポーツゾーンも大切なので自然環境との調和を前面に出す | | |
| 3 | 運動施設と自然との共存が図れるような計画が必要 | | |
| 4 | 「河川」公園であることの意識が利用者に薄い。（あくまで川の中である）。ある程度の不便さは仕方がない。 | | |
| 5 | ワンドが少ないのが気になる | | |
| 6 | 自然の保護、維持、回復。自然とは具体的に何か？ | | |
| 7 | 野草地区がもったいない。雑草地区のよううっそうとした様子になっている。地域の方々と共にうまく管理できないだろうか？ | 野草地区 | 本公園の「野草地区」は、平成20年改定前の淀川河川公園基本計画にもとづき野草等の植生を主体とする自由広場として整備された地区です。自然環境を保全する地区と運動利用を行う地区との緩衝地帯としての役割も持っています。しかしながら、護岸や運動施設で自然環境の連続性が分断されている箇所、粗放管理により外来種が繁茂している箇所など、良好な状態ではない地区があります。改定後の計画において野草地区は「水辺環境・保全再生ゾーン」の一部として位置づけられています。今後は専門家の意見を聞きながら、河川敷の切り下げ等による河川形状の修復に取り組むとともに、市民参加による植生管理や環境調査等を通じて自然再生を図る順応的管理の導入を検討します。 |
| 8 | 野草が高くなりすぎ。（見えないため）ゴミが捨てられている。野草が枯れてきたら焼き畑にするか、草丈を短くして欲しい | | |
| 9 | 若の野花（草）、レンゲ等がなくなってしまった | | |
| 10 | 親水区間が極めて少ない | 水辺とのふれあい | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることをしています。地域協議会等で意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための公園整備計画の作成に取り組みます。安全柵等の設置検討とあわせて、「河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴う」という原則のもと、水辺利用のルールづくりにも取り組みます。 |
| 11 | 人と川とがもっと近づくことが必要。利用を広げていくべき | | |
| 12 | 「河川公園」なのだから、水に直接触れることができる水辺が是非欲しい | | |
| 13 | 利用マナーの啓発と共に、河岸の切り下げを是非行ってほしい！ | | |
| 14 | 高水敷上に浅い安全な水域を作る。子どもが遊べ、生き物の生息空間となる | | |
| 15 | 自然に親しめる場所づくり。野草地区の拡大。低水護岸を撤去して高水敷を切り下げる | | |
| 16 | 水（川）との関わりを子どもたちに教えて欲しい（ザリガニ取りができるように） | | |
| 17 | 漕艇箇所の整備 | | |
| 18 | 高水敷の切り下げを実施した時は水難事故防止対策が必要 | | |
| 19 | 野草が必要なのか分からない。野球場、サッカー場は必要である。 | 運動施設 | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用ができる広場への転換を図っていきます。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。 |
| 20 | やはり運動施設の割合（面積比）が高い。河川公園らしさが欲しい | | |
| 21 | 利用者が増加することで、公園はさらに良くなっていくと思う。（運動目的だけでなく）一般的な活用を考えるべき | | |
| 22 | レストセンターに淀川の歴史や自然の情報発信基地としての機能をもたせる（ビジターセンターとして） | レストセンター | 庭窪レストセンターは、昭和51年に設置された堤内地に設置された休憩施設です。会議室もありますが積極的な周知ができていないため、河川レンジャーや一部の地元の方の利用に留まっています。今後は、淀川で行われる環境保全活動、学習、地域交流行事等と連携した活用に取り組みます。 |
| 23 | レストセンターの活用（住民への開放、地域とのつながり） | | |
| 24 | トイレを増設する | トイレ | 河川敷の公園では建物は洪水時に支障となるため、移動可能な仮設トイレでなければ設置できません。設置数は緊急時の撤去、管理費用等をふまえて最小限にせざるを得ず、開園区域での増設は困難な状況ですのでご理解をお願いします。 |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|---|----------|--|
| 25 | トイレ、日陰、休憩所等の整備 | 日陰 | 河川敷の公園であり、屋根付の施設は洪水時に支障となるため撤去が必要になります。このため、日陰確保の取り組みとして河川管理に支障のない範囲で樹木を植栽しています。今後も各地区の状況をふまえて高木植栽を進めます。 |
| 26 | 屋根、風よけが必要ではないか？ | | |
| 27 | 花壇を設置する | 花壇 | 本公園では、河川環境の保全・再生を進める観点から、日陰確保のための植樹等を除き、本来河川敷に生育しない植物の導入は極力行わないこととしています。淀川の自然の四季を感じ、ふれあえる公園づくりを進めますのでご理解をお願いします。 |
| 28 | 子どもたちが遊べるような遊具広場が必要 | 遊具 | これからの淀川河川公園では、川らしい利用の促進することとしています。また、河川敷への施設の設置は洪水時の支障となるため、管理所、トイレ以外の建物や遊具等の新設は行わないことを基本としていますのでご理解をお願いします。今後は淀川の自然とのふれあいや多目的な利用ができる広場で子どもたちが創意工夫して遊ぶことのできる公園づくりを目指します。 |
| 29 | 水道栓を増設する | 水道 | 河川敷の公園であるため、水道が利用できる地区は限られています。今後、公園整備計画を検討する地区においては手洗い場の適正配置についても併せて検討します。 |
| 30 | 夜間は暗すぎる | 照明 | 河川敷の公園であることから夜間を立入禁止にすることはできません。また、河川敷全域の照明設置は困難ですので、公園区域内外を問わず夜間に河川敷を利用される際は十分ご注意くださいようお願いいたします。 |
| 31 | 看板等の老朽化したものがあり補修を要す | 情報発信 | 地区会議等において、本公園は情報発信が不足しているとのご意見が多数ありました。地域協議会等のご意見をふまえながら、本公園における情報発信の改善方法を検討し、利用ルールや環境啓発などのサイン設置、沿川自治体や利用団体等と連携した広報に取り組みます。 |
| 32 | 市民がもっと活用できるように宣伝・PRが大事と思う | | |
| 33 | ネーミングの工夫。「淀川河川自然公園」として、それにふさわしい整備を行う | | |
| 34 | このような地域の方々の思いを聞く場を増やし、管理者・地域の意識の共有を図る（広報、河川レンジャーなど） | 地域連携 | これからの公園づくりでは多様な主体との連携が重要と考えています。地域協議会等を通じて市民参加型の管理運営の仕組みを検討するとともに、地域住民や学校、まちづくり団体や民間事業者等と連携した取組を進めます。 |
| 35 | 多様な団体等による活動、協働の推進 | | |
| 36 | 学童・学校レベルでの河川公園の利用・活用が少ないのではないか | | |
| 37 | 川と町とのつながりがとても大事である | | |
| 38 | 淀川河川は歴史あるところ。もっと活用すべき。まだまだ認識不足。天然記念物・歴史を勉強したい | 歴史文化の活用 | 淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源の活用に取り組みます。地域協議会等のご意見をふまえながら、まちと淀川をつなぎ、まちづくりとの連携を図るため、治水の歴史に関する解説サインの設置など情報発信の改善策を検討します。 |
| 39 | 鳥飼大橋左岸側の侵入路の安全性の確保 | 公園へのアクセス | 本公園へのアクセスはまちと淀川をつなぎ、まちづくりとの連携を図るうえで重要と考えています。各地区のアクセスで問題がある箇所については、河川管理に支障のない改善方法を検討し、実施可能な箇所から改修等を行います。 |
| 40 | 斜路の方向をサイクリングロードとして使いやすいようにする | | |
| 41 | 大庭スーパー堤防の整備により、川と地域とのつながりを持たせる | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|---|---------|--|
| 42 | 土手の改修工事後の傾斜が滑らかになり（緩傾斜堤防）、単車の進入が多い | 利用マナー | 淀川の河川敷でのバイク走行は河川法にもとづき禁止しています。また、犬の放し飼いは「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」により係留が義務付けられています。注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めているところですが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応します。公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。 |
| 43 | 園路の安全対策。高速自転車が危険である | | |
| 44 | 芝の中を自転車が通行しており、通行跡が残っている | | |
| 45 | ゴミの不法投棄がある | | |
| 46 | 水際で、ペットボトル・発砲スチロールなどの大量のゴミの漂着が見られる | | |
| 47 | リードを放して犬を散歩させている飼い主がいる。 | | |
| 48 | 飼い犬の放し飼いを禁止にする | | |
| 49 | 野犬が多い。 | | |
| 50 | 野犬が多く、子どもを追いかける！！ | | |
| 51 | 野犬問題の解決を図る | | |
| 52 | 野犬対策（3件） | ホームレス | 淀川では近年、ホームレスは減少傾向です。洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図っていきます。 |
| 53 | ホームレス対策。ブルーシートの撤去 | | |
| 54 | ホームレス対策。集団でグループで住みつくため、住み始めたらすぐに注意（撤去）する | | |
| 55 | ブルーテントの撤去を進める | 堤防除草 | 堤防の除草は、崩れや亀裂などを堤防点検のため、梅雨期前、台風期後の年2回実施しています。広範囲の作業となるため、各地区の除草時期の調整は難しいことにご理解をお願いします。堤防除草が地域行事や環境活動等に支障がある場合は、淀川河川事務所まで事前にご連絡をお願いします。 |
| 56 | 堤防の階段等の補修が必要。川側・町側の両方ともに草刈が必要 | | |
| 57 | 堤防の草刈のタイミング（住民の意向も）。出水期6～9月 | | |
| 58 | 刈り草が放置されている | | |
| 59 | 芝生を張り替えた後のフォロー（定期的な草刈）が必要 | 河畔林 | 水際の樹木は川の流れの阻害になり、河川管理上問題があることから伐採を進めています。防犯性向上の点で推進のご意見がある一方で、野鳥等への配慮が必要とのご意見もいただいていますので、専門家等の意見をふまえて適切な実施に努めます。 |
| 60 | 外島地区の川沿いを整備されたが、今まで緑が豊かだったのに急に大きな樹木までが切られてしまい、どうしてかと思った | | |
| 61 | 道路の所々に大きな水溜りがある。排水溝があるのに機能していない。点検が必要ではないか | 緊急河川敷道路 | 大雨直後の地区会議開催であったことから、緊急河川敷道路に水溜まりが発生していましたが、翌日にはおおむね排水されていることを確認しました。排水不良で通行に支障が生じた場合は修繕を実施します。 |
| 62 | 緊急用河川敷道路の冠水 | | |
| 63 | 通路の排水路を設置する | | |

※ 対応案は平成24年2月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。

淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案 (豊里地区)

| | ご意見 | 項目 | 対応案 | | |
|----|--|-----------|--|----------|--|
| 1 | 豊里地区に多く残る自然環境の保全と管理が必要だ | 自然環境の保全再生 | 豊里地区に隣接するヨシ原は下流域では最大規模です。また、隣接する平成ワンドは、平成2年に赤川地区のワンド河川改修で埋め立てることとなった際に、代わりに人工的に造ったものです。ヨシは高さが5mにも達するので、河川敷からヨシ原の先の水面を眺めることは困難です。本公園では、淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川の自然環境と利用の調和を図ることにしています。地域協議会等のご意見を伺いながら、ワンドやヨシ原等の淀川らしい自然環境の保全と利用の調和のあり方を検討するためのモデル地区を選定し、公園整備計画の作成に取り組みます。 | | |
| 2 | 鳥など生物から見た整備をしてほしい | | | | |
| 3 | 公園として生き物の楽園にする | | | | |
| 4 | コンクリート護岸(自然環境として)テトラなら魚がすむ | | | | |
| 5 | 自然要素が多いため管理面で判断できにくいところがあるのではないかと | | | | |
| 6 | 川を見ることができない | | | | |
| 7 | 川側が遠く感じる | | | | |
| 8 | 川が見える公園作りを考える | | | | |
| 9 | 利用者が自然環境に親しめるような散策道を作ってはどうか? | | | | |
| 10 | 河川全体の、木、雑草を切り、見通しを良くし、安心して散歩の出来る公園にする | | | | |
| 11 | 平成ワンドを活用した水辺公園に変えてはどうか | | | | |
| 12 | ヨシ群落における樹林化が問題になっている | | | | |
| 13 | 河川とかかわりのある(公園の)利用を優先する | | | 水辺とのふれあい | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることとしています。地域協議会等で意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための公園整備計画の作成に取り組みます。安全確保のための柵等の設置とともに、「河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴う」という原則のもと、水辺利用のルールづくりにも取り組みます。 |
| 14 | 子供たちが自然体験できる場の再生が必要だ | | | | |
| 15 | 急勾配の低水路護岸と柵が川へのアプローチを妨げる | | | | |
| 16 | 女性、子供も安心して使える整備と管理のあり方 | | | | |
| 17 | 昔は「ミズゴンがでる」と子供に教育していた。 | | | | |
| 18 | 河川公園と淀川の本流との間がもう少し整備されたらよいと思う | | | | |
| 19 | 現状でも安心であるが川辺まで見通せるように(さらに安心) | | | | |
| 20 | 現状を維持していけばそれでいいと思う | 公園計画 | 本公園ではこれまで、周辺の市街地に運動施設が不足していることを背景に、社会的な要請にもとづいてグラウンドなどの運動施設の整備を先行してきました。平成20年に淀川河川公園基本計画が改定され、今後は自然環境を保全・再生し淀川らしい利用を進めることとなりました。自然環境の保全と利用との調和を図りながら、自然や水辺に親しみ憩う場づくりを進めていきます。 | | |
| 21 | 地域の空間にひとつは公園があればいい | | | | |
| 22 | テニスコートの使用が少なければなくてもいいのでは? | 運動施設 | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用ができる広場への転換を図っていきます。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。 | | |
| 23 | 野球等のグラウンド使用が休日に集中するのであれば使用禁止(グラウンドの廃止)で良いのではないかと | | | | |
| 24 | 多目的な公園に変えてはどうか? | | | | |
| 25 | 使い分け(自転車置場等) | | | | |
| 26 | グラウンドゴルフ場の設備がほしい | グラウンドゴルフ | 沿川住民の公園利用の目的としてグラウンドゴルフの需要が高まりつつあることをふまえて、既存の運動施設においてグラウンドゴルフなど多様な用途で使用できるよう運営の見直しを検討します。淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、運動施設など本来河川敷以外で利用する施設については縮小することを基本としており、特定の種目専用の運動施設は新たに整備できませんのでご理解をお願いします。 | | |
| 27 | トイレが少ない | トイレ | 河川敷の公園では建物は洪水時に支障となるため、移動可能な仮設トイレでなければ設置できません。設置数は緊急時の撤去、管理費用等をふまえて最小限にせざるを得ず、開園区域での増設は困難な状況です。ご理解をお願いします。 | | |
| 28 | トイレの設置が必要 | | | | |
| 29 | コスモス畑の整備 | 花壇 | 本公園では、河川環境の保全・再生を進める観点から、日陰確保のための植樹等を除き、本来河川敷に生育しない植物の導入は極力行わないこととしています。淀川の自然の四季を感じ、ふれあえる公園づくりを進めますのでご理解をお願いします。 | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|---------------------------------------|----------|--|
| 30 | 階段の横に自転車の通れるスペースがあればと思う、勝手に道を作ってしまった | 公園へのアクセス | 堤防保護のため、階段などの工作物の設置は必要最小限に留める必要があります。公園の利用状況等をふまえ、河川管理に支障のない範囲で堤防階段の適正な配置、構造を検討していきます。 |
| 31 | 河川公園の利用者（ボランティア）による清掃等の協力体制が必要と思われる | 地域連携 | 淀川では、清掃除草、植生管理、生物保護活動等を行う団体を支援する「淀川サポート制度」を設けています。本公園の取組としても、地域協議会等を通じて市民参加型の管理運営の仕組みを検討するとともに、地域住民や学校、まちづくり団体や民間事業者等と連携した取組を進めます。 |
| 32 | ゴミ等の不法投棄が多い | 利用マナー | 注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めているところですが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応しますので、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。 |
| 33 | 河川公園の奥まったところのゴミの不法投棄とブルーシートが気になった。 | | |
| 34 | 公園・河川の私物化（野球） | 不法占用 | 公園の開園区域外の不法占用グラウンド、不法耕作については、工作物撤去などの是正に努めているところですが、解消には至っておらず苦慮しています。河川敷の適正な利用を図るため、公園づくりとともに是正の取組を継続します。 |
| 35 | 専（占）有者がいる | | |
| 36 | 不法占有者が多いと感じた | | |
| 37 | 不法占有、不法耕作による適正な利用の阻害 | | |
| 38 | 不法占有、不法耕作解消となる多様な整備の有り方 | | |
| 39 | ホームレス、不法耕作、不法占有グラウンドが問題だ | ホームレス | 淀川では近年、ホームレスは減少傾向です。洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図っていきます。 |
| 40 | 河川公園の奥まったところのゴミの不法投棄とブルーシートが気になった（再掲） | | |
| 41 | ブルーテントがある | | |
| 42 | 不整備の場所等は散歩も出来ないほど危険な場所がある | | |
| 43 | 夏場は、淀川に屋形船を浮かべると観光客に受ける | 舟運 | 淀川の船着場は、阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、地震災害時に緊急物資等の代替輸送路として舟運を利用するために設置しており、平常時は観光舟運に活用されています。淀川水系河川整備計画では、大阪から伏見までの舟運復活を目指しており、沿川自治体、民間事業者等と連携した実証実験、意見交換会に取り組んでいます。 |
| 44 | 淀川全域での水上バスの活用 | | |

※ 対応案は平成24年2月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。

淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案（城北河畔・赤川・毛馬・長柄河畔・長柄地区）

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|---|-----------|--|
| 1 | 自然に対してはスペースの配分が必要 | 自然環境の保全再生 | 城北ワンド群はかつての淀川のワンドの面影を残しており、およそ20個のワンドがあります。国の天然記念物であるイタセンパラの最大の生息地でしたが、近年はオオクチバスなどの外来種で絶滅が危惧されており、河川の環境保全のため外来種駆除やワンド環境改善に取り組んでいます。本公園では、淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川の自然環境と利用の調和を図ることとしています。地域協議会等のご意見を伺いながら、ワンド環境の保全と利用の調和のあり方を検討するモデル地区を選定します。モデル地区において、社会動向の変化、周辺都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見をふまえ、地区ごとの特性を考慮しながら、運動施設の見直しや河川敷の切り下げ等により自然環境の保全・再生を行う公園整備計画の作成に取り組めます。 |
| 2 | 自然地区が少ない | | |
| 3 | 川ならではの自然の再生をするべきだ | | |
| 4 | スポーツグラウンドとして専（占）有している面積が多いが、自然の再生と共存できれば良い | | |
| 5 | 植生にもっと多様性を持たせる（草や芝ばかりじゃなく） | | |
| 6 | グラウンドから自然地区へ | | |
| 7 | 自然があるような、ないような不自然な感じがする | | |
| 8 | 城北ワンド群の管理を共用化 | | |
| 9 | 城北ワンドの自然を残し活用 ※住民参加による保全につなげる | | |
| 10 | 長柄地区にワンドができないか | | |
| 11 | 干潟をつくらせたり、野鳥観察ができる場をつくる | | |
| 12 | 樹木が成長しすぎ | | |
| 13 | （野鳥のために草丈を）15センチくらい残して草刈してはどうか？ | | |
| 14 | 水の流れが悪いことと動物やゴミのせいで、8月は（川が）大変くさい | | |
| 15 | においをなくすために水の流れをよくすればいいと思う | | |
| 16 | ホテイアオイはなくなったといわれていますが、長い年月で出ないように気をつける必要がある | 外来種 | 淀川では、ワンドなど貴重な自然環境における外来種の駆除を学識経験者の意見をふまえて実施しています。魚類ではオオクチバスやブルーギル、植物ではボタンウキクサやミズヒマワリなど特に在来種への影響が大きい外来種（侵略的外来種）の駆除に努めています。NPOや市民団体との連携した外来種駆除にも取り組んでおり、今後ますます市民参加による駆除の活動が重要と考えています。本公園においても、啓発サインの設置や市民参加による植生管理等により外来種対策に取り組めます。 |
| 17 | アゾラという外来種の藻のせいで赤川付近の水路（川）が汚い | | |
| 18 | 固有生物が外来種により危機的状況にある | | |
| 19 | 川面の外来種（アゾラなど）の対処はどうするのか？ | | |
| 20 | 淀川河川公園の課題：外来種が多く存在している（外来種：ブラックバス、ブルーギルなど） | | |
| 21 | 外来魚を放流しないでほしい | | |
| 22 | 徹底した外来種の駆除 | | |
| 23 | 城北ワンド群を活かした自然に親しめる公園 | 水辺とのふれあい | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることとしています。地域協議会等のご意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための公園整備計画の作成に取り組めます。安全柵等の設置検討とあわせて、「河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴う」という原則のもと、水辺利用のルールづくりにも取り組めます。 |
| 24 | 長柄地区では川に接することができない | | |
| 25 | 川が遠くにあり近づけない | | |
| 26 | 長柄地区は、川での遊びができるようにしたい | | |
| 27 | 水たまり、浅いプールがほしい | | |
| 28 | 川に親しめる公園作り | | |
| 29 | 汽水域を活かした公園作り（長柄地区） | | |
| 30 | 自然に親しめる公園づくり | | |
| 31 | 水辺に近づける（入っていける）工夫がほしい | | |
| 32 | 環境教育の場としていろんなプログラムを実施しては？ | | |
| 33 | 公園管理の一環としてのワンド学習会や自然観察会の主催 | | |
| 34 | このままあまり変わらないでほしい | 公園計画 | 本公園ではこれまで、周辺の市街地に運動施設が不足していることを背景に、社会的な要請にもとづいてグラウンドなどの運動施設の整備を先行してきました。平成20年に淀川河川公園基本計画が改定され、今後は自然環境を保全・再生し淀川らしい利用を進めることとなりました。自然環境の保全と利用との調和を図りながら、自然や水辺に親しみ憩う場づくりを進めていきます。 |
| 35 | 現在使われているルールは古いため、時代に合わせて見直しを考える | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 | | |
|----|---|-------|---|----|--|
| 36 | 運動部分は少し広く取りすぎ（ている）感が有ります | 運動施設 | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用ができる広場への転換を図っていきます。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。 | | |
| 37 | スポーツ施設が目立つ | | | | |
| 38 | 河川の自然と関係のない施設が多い | | | | |
| 39 | 長柄地区は運動公園が少ない | | | | |
| 40 | 運動場は良いけれど、緑地がもう少し多くなればよい | | | | |
| 41 | 身近なところに有るだけに多目的に利用してはどうか？ | | | | |
| 42 | 人々が集まる場所や、スペースが少ない | | | | |
| 43 | 利用が非常に少ないところ（例：毛馬のパーベキュー広場）をほかのものに利用するとい | | | | |
| 44 | 利用年齢に分けたゾーニングをする（幼児、学童、大人） | | | | |
| 45 | 広い原っぱだけで、利用しにくい | | | | |
| 46 | 公園部分は地域への配分（優先利用）の検討が必要 | | | | |
| 47 | 大きな木があればいいのになと思う | | | 日陰 | 河川敷の公園であり、屋根付の施設は洪水時に支障となるため撤去が必要になります。このため、日陰確保の取り組みとして河川管理に支障のない範囲で樹木を植栽しています。今後も各地区の状況をふまえて高木植栽を進めます。 |
| 48 | 桜の家公園のような桜の通りとか陰のある遊歩道がほしい | | | | |
| 49 | 川沿い近くはグラウンドが多くスポーツ以外一般の人が遊び憩う場が少ない。日陰が少ない。遊具がほしい。 | | | | |
| 50 | 秋から春にかけては良いが、夏場は日陰が少ない | | | | |
| 51 | 日陰がない | | | | |
| 52 | 日よけがなくて夏は暑い（木陰がない） | | | | |
| 53 | 樹木を植え日陰を作る | | | | |
| 54 | トイレが少なく、小さい | トイレ | 河川敷の公園では建物は洪水時に支障となるため、移動可能な仮設トイレでなければ設置できません。設置数は緊急時の撤去、管理費用等をふまえて最小限にせざるを得ず、開園区域での増設は困難な状況ですのでご理解をお願いします。 | | |
| 55 | 長柄地区のトイレ数が少ない | | | | |
| 56 | 公園を早朝から散歩される方のためにトイレを少し多くしてほしいです | | | | |
| 57 | 休憩する場、イス、ベンチが少ない | ベンチ | 河川敷の公園であり、施設の設置は洪水時の支障になることから必要最小限に留める必要があります。各地区の利用状況をふまえて、川らしい利用の促進の観点から、必要な施設の整備・再整備を検討します。 | | |
| 58 | ベンチ等の設置を増やし、人が（子供、大人、お年寄り）集まる場所をつくる | | | | |
| 59 | 遊具がなくて幼児が遊びにくい | 遊具 | これからの淀川河川公園では、川らしい利用の促進することとしています。また、河川敷への施設の設置は洪水時の支障となるため、管理所、トイレ以外の建物や遊具等の新設は行わないことを基本としていますのでご理解をお願いします。今後は淀川の自然とのふれあいや多目的な利用ができる広場で子どもたちが創意工夫して遊ぶことのできる公園づくりを目指します。 | | |
| 60 | スポーツ公園としての魅力はあるが子供たちの遊具がない | | | | |
| 61 | 子供たちの遊べるアスレチックのようなものを設置する | | | | |
| 62 | 花壇等を設置するといいいのではないか？ | 花壇 | 本公園では、河川環境の保全・再生を進める観点から、日陰確保のための植樹等を除き、本来河川敷に生育しない植物の導入は極力行わないこととしています。淀川の自然の四季を感じ、ふれあえる公園づくりを進めますのでご理解をお願いします。 | | |
| 63 | ただ草のはえているだけの斜面を一部を花壇にしたりハーブ園にしたりしては？ | | | | |
| 64 | 以前、雪やなぎが目を楽しませてくれたのに抜かれたのは残念だ | | | | |
| 65 | ドッグランを設置してほしい | ドッグラン | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。また、ドッグランは安全管理上フェンスの設置が必要であり、洪水時には撤去が必要となります。このため、ドッグランを設置することは困難ですのでご理解をお願いします。 | | |
| 66 | ゴミ箱が少ない | ゴミ箱 | 本公園はゴミ箱を設置していません。河川敷でゴミ箱を設置した場合、市街地のゴミが持ち込まれる等により不法投棄が助長される恐れがあります。ゴミは各自でお持ち帰り頂きますよう、ご理解とご協力をお願いします。 | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|--|----------|--|
| 67 | 毛馬地区と長柄地区の間には鉄扉があり往来しにくい | 公園へのアクセス | 本公園へのアクセスはまちと淀川をつなぎ、まちづくりとの連携を図るうえで重要と考えています。各地区のアクセスで問題がある箇所については、河川管理に支障のない改善方法を検討し、実施可能な箇所から改修等を行います。 |
| 68 | 堤防は老人たちには上り下りがつらい | | |
| 69 | 高齢者がもっと利用できるように歩道に手すり等バリアフリーに力を入れてほしい。 | | |
| 70 | 高齢者でも利用できるアプローチとして動く歩道みたいなものがあればよい | | |
| 71 | 生息している動植物の種類や名称がわからない | 情報発信 | 地区会議等において、本公園は情報発信が不足しているのご意見が多数ありました。地域協議会等のご意見をふまえながら、本公園における情報発信の改善方法を検討し、利用ルールや環境啓発などのサイン設置、沿川自治体や利用団体等と連携した広報に取り組みます。 |
| 72 | 動植物の名称等をつける。表示板をつくる | | |
| 73 | 淀川のいいところを多くの人にアピールすることも大事だと思います | | |
| 74 | 淀川河畔に関連する見所等のPRをする | | |
| 75 | ゴミの不法投棄、水辺のゴミ撤去を徹底してほしい | 利用マナー | 注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めているところですが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応しますので、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。 |
| 76 | 川辺や水面のゴミが多く目に付く | | |
| 77 | 淀川河川公園を良くしていくにはゴミが多いので減らす活動をするべきだ | | |
| 78 | 犬の散歩をされる方が多い中、犬の毛、フンの後始末をしてほしい | | |
| 79 | 駐車場を本来の目的以外の利用で使う人がいるので問題である | | |
| 80 | 一人ひとりがマナーを守って公園を利用する | 不法占用 | 公園の開園区域外の不法占用グラウンド、不法耕作については、工作物撤去などの是正に努めているところですが、解消には至っておらず苦慮しています。河川敷の適正な利用を図るため、公園づくりとともに是正の取組を継続します。 |
| 81 | 赤川地区の占用について考えることが大事なのではないか | | |
| 82 | ある一定の団体が毎週使っている | | |
| 83 | 自由使用地区は野草地区へ変えるべき | 舟運 | 毛馬閘門は民間事業者により、淀川の観光舟運のメインイベントのひとつとして活用されています。淀川水系河川整備計画では、大阪から伏見までの舟運復活を目指しており、沿川自治体、民間事業者等と連携した実証実験、意見交換会に取り組んでいます。 |
| 84 | 毛馬の閘門を観光化し、舟運として利用したらどうか？ | | |

※ 対応案は平成24年2月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。

淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案（西中島・十三野草地区）

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|--|-----------|---|
| 1 | ヨシ原や干潟の環境保全を進めるべき。 | 自然環境の保全再生 | 西中島地区に隣接する十三干潟は、大阪湾岸において最大の面積を有しており、汽水域の生物の生息場として貴重な場所です。本公園では、淀川河川公園基本計画にもとづき、淀川の自然環境と利用の調和を図ることとしています。地域協議会等のご意見を伺いながら、干潟・ヨシ原の保全と利用の調和のあり方を検討するモデル地区を選定します。モデル地区において、社会動向の変化、周辺都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見をふまえ、地区ごとの特性を考慮しながら、運動施設の見直しや河川敷の切り下げ等により自然環境の保全・再生を行う公園整備計画の作成に取り組みます。 |
| 2 | 樹木、植物を出来るだけ自然に保持する。 | | |
| 3 | 自然が分断されている。（グラウンド、パーベキュー広場、野草地区） | | |
| 4 | 自然にかえす。（芝） | | |
| 5 | ビオトープに変える。 | | |
| 6 | 干潟は有効に保存すべき。 | | |
| 7 | 流水の水質だけでなく河原の土質の改良も必要。 | | |
| 8 | 人工的に造ったものは自然になじむのに30～40年必要。（例：大阪城公園、千里ニュータウン）腰を据えた長期的視点での整備。 | | |
| 9 | 川から河川敷の自然な変化による連続性。 | | |
| 10 | 出来るだけ水辺に近づけるような対策を。 | | |
| 11 | 子供たちが安心して水辺に近づける環境づくりをするべき。 | | |
| 12 | 水辺に人が入りやすいように作り直す。 | | |
| 13 | 河川敷の中に小さな流れを作ってはどうか？ | | |
| 14 | 干潟の水路は土が崩れて危険なので、整備して入りやすくしてはどうか？ | | |
| 15 | ヨシ、セイタカアワダチ草等で見通しが悪くなれば事故が起きたとき発見しにくい。 | 公園計画 | 本公園ではこれまで、周辺の市街地に運動施設が不足していることを背景に、社会的な要請にもとづいてグラウンドなどの運動施設の整備を先行してきました。平成20年に淀川河川公園基本計画が改定され、今後は自然環境を保全・再生し淀川らしい利用を進めることとなりました。自然環境の保全と利用との調和を図りながら、自然や水辺に親しみ憩う場づくりを進めていきます。 |
| 16 | 東京に比べて圧倒的に少ない都市公園面積を補うものとしての位置づけ。 | | |
| 17 | 多くの人利用できる河川公園を目指すべき。 | | |
| 18 | 公園としての目的とそれに必要な機能を充実していく必要がある。 | | |
| 19 | 町の中ではできないことを考えよう、やってみよう。 | | |
| 20 | 子供たちを育む公園のあり方について考える。 | | |
| 21 | 安全・安心な活動が出来る場として、更なる工夫をしていくべき。 | 運動施設 | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用できる広場への転換を図っていきます。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。 |
| 22 | 野球場などのグラウンドは必要。 | | |
| 23 | スポーツ広場は今以上に増やさない。 | | |
| 24 | 地域（地元）の人が優先して利用できるスポーツ広場に。 | パーベキュー | 西中島地区のパーベキューエリアは年間約17万人に利用されています（平成22年度）。他の地区と比べて公共交通機関が利用しやすいことから、休日には多くの団体利用があります。一方で、一部のパーベキュー利用者によるゴミの投棄が公園内外で問題になっています。有料化については河川敷で料金徴収を実施するための施設整備やスタッフ配置が困難なため、利用マナーやゴミ問題が発生する地区については、地域協議会等を通じてパーベキューエリアの見直しなど改善策を検討に取り組みます。 |
| 25 | パーベキュー広場が広すぎる。 | | |
| 26 | パーベキューエリアは必要か？ | | |
| 27 | サービス（市民）とは考えパーベキューはもう少し縮小（コーナー）すべき。 | | |
| 28 | パーベキュー広場の縮小。 | | |
| 29 | パーベキュー等のゴミの後始末の強化すべき。 | | |
| 30 | パーベキュー広場の有料化を検討するべきではないか？ | 草花園 | 本公園の「野草地区」は、平成20年改定前の淀川河川公園基本計画にもとづき野草等の植生を主体とする自由広場としての整備された地区です。自然環境を保全する地区と運動利用を行う地区との緩衝地帯としての役割ももっています。野草園（摘み草苑）は、野草地区内にあるものの、摘み取り自由な花壇としてコスモス等を植えています。今後は、自然環境の保全と利用の調和を図る上で草花園の必要性を検討し、継続・廃止を決定します。 |
| 31 | パーベキュー広場を有料化すべき。 | | |
| 32 | 河川敷の草花園のコスモスを刈り取って商売している者がいる。 | | |
| 33 | 草花園の必要性はあるのかどうか疑問。 | | |
| 34 | 今の草花園のある砂利道を桜の遊歩道にしてほしい。 | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|--|----------|--|
| 35 | (園路を) せせらぎのある遊歩道に変える。 | 園路 | 淀川では、本公園の園路や緊急河川敷道路を活用したマラソン大会の開催が近年増加しています。公園整備計画の作成にあたっては、駐車場の出入口との交差を避けるため歩行者用園路や水辺の散策路など安全で快適な園路整備も検討します。 |
| 36 | 公園内の歩く人、自転車、ランニング等の区分。 | | |
| 37 | 夏場の直射日光を弱めるためにもっと高い木を植えることはできないか？ | 日陰 | 河川敷の公園であり、屋根付の施設は洪水時に支障となるため撤去が必要になります。このため、日陰確保の取り組みとして河川管理に支障のない範囲で樹木を植栽しています。今後も各地区の状況をふまえて高木植栽を進めます。 |
| 38 | 堤防に作られた階段への手すり措置は高齢化もあり必要では？ | 公園へのアクセス | 淀川河川公園へのアクセスはまちと淀川をつなぎ、まちづくりとの連携を図るうえで重要と考えています。各地区のアクセスで問題がある箇所については、各地区のアクセスで問題がある箇所については、河川管理に支障のない改善方法を検討し、実施可能な箇所から改修等を行います。また、市街地で対策が必要な場合は沿川自治体など関係機関と連携して検討を行います。 |
| 39 | 高齢者が利用するために階段に手すりが必要。 | | |
| 40 | 河川敷に安全にいけるように信号機を設置したほうがいい。 | | |
| 41 | 西中島駅からのアプローチが良くない(暗い、汚い)。 | | |
| 42 | 野鳥の説明板を設置したほうがよい。 | 情報発信 | 地区会議等において、本公園は情報発信が不足しているとのことのご意見が多数ありました。地域協議会等のご意見をふまえながら、本公園における情報発信の改善方法を検討し、利用ルールや環境啓発、歴史や地域情報、事業目的などのサイン設置、沿川自治体や利用団体等と連携した広報に取り組みます。 |
| 43 | 草木の説明板を設置したほうがよい。 | | |
| 44 | 歴史の表示がほしい。 | | |
| 45 | デザインされたサインをもっと増やす。(野鳥案内サインとか) | | |
| 46 | サインの向きが逆ではダメ。 | | |
| 47 | サインが少ない。 | | |
| 48 | サインもピクトグラフにしてはどうか？(外国人でもわかる) | | |
| 49 | 人々の目、意識が河川に向くような効果的な広報活動。 | | |
| 50 | 親近感をもっと持てるようにPRする。 | | |
| 51 | 野草地区は下の地域にはあまり知られていない、他に知らせてはどうか？ | | |
| 52 | 地元だけではなく、もっと広域的に情報提供する。 | 地域連携 | 淀川では、清掃除草、植生管理、生物保護活動等を行う団体を支援する「淀川サポート制度」を設けています。十三野草地区では「大阪西ローターアクトクラブ」が清掃を実施していただいています。本公園の取組としても、地域協議会等を通じて市民参加型の管理運営の仕組みを検討するとともに、地域住民や学校、まちづくり団体や民間事業者等と連携した取組を進めます。 |
| 53 | 住民にわかりづらいことが多々ある。例えば放置したゴミの収集をどうしているかなど。 | | |
| 54 | 住民がわかりやすい公園とする。 | | |
| 55 | 地域住民の声を聞いて、住民が望んでいる河川公園にしてほしい。 | | |
| 56 | とにかく住民が親しめる淀川にする。 | | |
| 57 | 地域住民が主体となったプロジェクトチームを作り国土交通省をサポートする。 | | |
| 58 | ボランティアの登録。 | | |
| 59 | 公園単独ではなく周辺地域の街づくりと連動していくことが大切。 | 利用マナー | 本公園ではゴルフの練習は利用者の安全確保のため禁止しています。注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めているところですが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応しますので、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。 |
| 60 | ダンボールころころゲーム(河川レンジャー発案のゲーム)の大会を開催して24区大会をやる。 | | |
| 61 | 花火大会に代わる大会を行う。(キャンドルナイトなど) | | |
| 62 | 公園はどこでもそうだが、手続きが煩雑で利用したくても面倒。 | | |
| 63 | 不法投棄のゴミの多さが問題である。 | | |
| 64 | ゴミの放置が目につく。 | | |
| 65 | ゴミの投棄。 | | |
| 66 | 一朝一夕ではいかならうし、河川推進とは関係ないが日本人のモラル向上。使ったら片付けるゴミを出したら持ち帰るなど。 | | |
| 67 | 野草地区のゴルフ練習している人がいるが、危険ですのでやめさせることは出来ないか？ | | |
| 68 | 夏の花火は近所迷惑。夜10時から2時頃までやっている。 | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|---|----------|---|
| 69 | 野犬の問題。 | 野犬 | 野犬対策は、利用者の安全確保のために保健所と連携して捕獲対策を実施しています。市街地で捨てられた野良犬が流入すること、草地での捕獲が困難であること、捕獲装置を設置しても損壊されるなど対策に苦慮しているところですが、引き続き対策を継続していきます。 |
| 70 | 野犬対策は今後も課題である。 | | |
| 71 | 水路は野犬対策になっているのかどうか疑問。 | | |
| 72 | 野犬が多い。 | | |
| 73 | 野犬。 | | |
| 74 | 野犬の定期的な処置を専門家に依頼。 | | |
| 75 | 野犬がいるため危険である。 | | |
| 76 | 野犬に対する身の防ぎ方も教えるべき。 | | |
| 77 | 野犬対策 水路から生き物、ヨシ原育成、自然公園へ。 | | |
| 78 | 占有している野宿者への対応はどうするのか？ | | |
| 79 | ブルーシート、野犬等の対策が必要である。 | | |
| 80 | ブルーシートをなんとかできないか？ | | |
| 81 | ブルーシートが一層に多く感じる。 | | |
| 82 | 船場という考え方を広げ大阪湾から中流域へ船が上げられる検討をする。 | 舟運 | 淀川水系河川整備計画において、地震対策として淀川大堰に閘門（舟通し）の設置が位置づけられています。平常時には淀川河口から伏見までの舟運復活の取組にも活用できるよう、現在検討を行っています。 |
| 83 | 水害に対する備えも必要。 | 治水 | 淀川水系河川整備計画にもとづき、治水・防災対策では、河川管理者と自治体、関係機関及び住民・住民団体等の連携のもと、超過洪水も意識した上で、1)自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、2)みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、3)地域で守る（街づくり、地域整備）、4)災害対応プログラム、について検討・実施していきます。 |
| 84 | 本川は国交省、大川は指定区間として大阪府と切り分けず、市内を貫流する大川の整備とも関連付けての改修・整備。 | | |
| 85 | 警察、消防などの通報先が、淀川（河川公園）に行ったらどうなるのかわからない。（堤内地とは管轄が異なる） | 警察・消防の管轄 | 西中島・十三野草地区を管轄するのは警察は大淀警察署、消防は福島消防署となっています。淀川河川敷で事故等が発生した際に緊急連絡先がご不明な場合は、公園管理員にお問い合わせください。公園管理員が不在の場合でも利用者の方に連絡先をご案内できるよう、各管理所に管轄のサービスセンター、警察、消防の掲示を行います。 |
| 86 | 有事の際に行政に連絡する場合、左岸側に連絡することを右岸側に変えられないか？ | | |

※ 対応案は平成24年2月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。

淀川河川公園地区会議のご意見に対する対応案（海老江・大淀野草地区）

| ご意見 | | 項目 | 対応案 |
|-----|--|-----------|---|
| 1 | 水際とグラウンドの間に連続した自然帯を作り、生き物が生息しやすい環境にする | 自然環境の保全再生 | 本公園では、淀川河川公園基本計画で淀川の自然環境と利用の調和を図ることとしています。地域協議会等のご意見を伺いながら、自然環境と利用の調和のあり方を検討するモデル地区を選定します。モデル地区において、社会動向の変化、周辺都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見をふまえ、地区ごとの特性を考慮しながら、運動施設の見直しや河川敷の切り下げ等により自然環境の保全・再生を行う公園整備計画の作成に取り組みます。 |
| 2 | 河川敷を切り下げてさらに自然に近いものにしては？ | | |
| 3 | バランス。人が入らないゾーンをつくる。（荒川にはあるが、淀川ではどうか） | | |
| 4 | 生物多様性が低い | | |
| 5 | 生き物がすみやすい場所は人も住みやすいものとなる | | |
| 6 | もう少し自然に近いものにしてはどうか | | |
| 7 | エコトーンの新創出（遷移帯） | | |
| 8 | 鉄橋前のグラウンドは撤去し、自然の河原に戻す。チョウゲンボウの餌場の確保 | | |
| 9 | 干潟はなかなか再生しないので、集中的に残せるようにするとよいのではないかと | | |
| 10 | 春・秋の旅鳥の通過時期に干潟に入る人がいるので野鳥が降りれなくなっている | | |
| 11 | 旅鳥の移動時期に貝堀りを禁止できないか | | |
| 12 | 草地を作ると虫が来る。ビルの屋上でも虫が来た | | |
| 13 | 「あるべき姿」を想定に整備する | | |
| 14 | 野草の植生が放置しつ放し。当初からこんな植生を目指していたのか。お花畑では？ | 野草地区 | 本公園の「野草地区」は、平成20年改定前の淀川河川公園基本計画にもとづき野草等の植生を主体とする自由広場として整備された地区です。自然環境を保全する地区と運動利用を行う地区との緩衝地帯としての役割ももっています。しかしながら、護岸や運動施設で自然環境の連続性が分断されている箇所、粗放管理により外来種が繁茂している箇所など、良好な状態ではない地区があります。改定後の計画において野草地区は「水辺環境・保全再生ゾーン」の一部として位置づけられています。今後は専門家の意見を聞きながら、河川敷の切り下げ等による河川形状の修復に取り組むとともに、市民参加による植生管理や環境調査等を通じて自然再生を図る順応的管理の導入を検討します。 |
| 15 | すすきの手入れ | | |
| 16 | 自然ゾーンが雑然としている | | |
| 17 | 大淀野草地区は、セイタカアワダチソウが目立ち、勢いの弱い他の草が消滅する（防犯上も好ましくない） | 野草地区 | |
| 18 | 野草地区の整備 | | |
| 19 | 外来種の駆除 | 外来種 | 淀川では、ワンドなど貴重な自然環境における外来種の駆除を学識経験者の意見をふまえて実施しています。魚類ではオオクチバスやブルーギル、植物ではボタンウキクサやミズヒマワリなど特に在来種への影響が大きい外来種（侵略的外来種）の駆除に努めています。NPOや市民団体との連携した外来種駆除にも取り組んでおり、今後ますます市民参加による駆除の活動が重要と考えています。本公園においても、啓発サインの設置や市民参加による植生管理等により外来種対策に取り組めます。 |
| 20 | 外来種が多い | | |
| 21 | 在来種の導入 | | |
| 22 | 川の水際に近づければもっと自然とのふれあえる | 水辺とのふれあい | 本公園では「水辺環境保全・再生ゾーン」において、自然環境の保全・再生を図るために河川敷の切り下げを行うとともに、環境に配慮しつつ散策や観察などを通じて自然や水辺とふれあえるゾーンとすることとしています。地域協議会等で意見を伺いながら、親水広場のモデル地区を選定し、水辺へのアクセス改善と安全確保、カヌーなどの水面利用を促進するための公園整備計画の作成に取り組みます。安全柵等の設置検討とあわせて、「河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴う」という原則のもと、水辺利用のルールづくりにも取り組めます。 |
| 23 | 水辺に近づきにくい | | |
| 24 | 海老江地区は運動公園的であるが、柵の外側の整備をしてもらいたい | | |
| 25 | 広場をもう少しきれいに整備してはどうか。できれば自然に川の水が入りするように、子どもたちが川の中に入れるように干潟の再生を行う。 | | |
| 26 | 水辺の近くは自然に親しむ目的の遊歩道にして欲しい | | |
| 27 | 魚釣り公園としても整備できないか（対岸で高学年が魚釣りの活動をしている） | | |
| 28 | 道路を中央→護岸方向に移動し、川と野球場との境界を内に移動 | | |
| 29 | 自然観察のために児童を連れて行くのに最適だが、安全面が心配 | | |
| 30 | 子どもたちが安心して自然遊びができる管理を定期的に行う必要がある | | |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|--|-------------|--|
| 31 | 海老江地区はグラウンド、大淀地区は野草地区という、大きなスパンで考えるのではなく、それぞれの地区ごとにグラウンド・野草地区等の配慮を考えたほうが利用しやすいのではないか | 運動施設 | 本公園では、淀川水系河川整備計画にもとづき、河川環境の保全・再生、川らしい利用の促進のため、グラウンドなど本来河川敷以外で利用する施設、単一の利用目的の施設については縮小することを基本としています。利用状況、沿川自治体での施設整備の進捗等をふまえて、段階的に自然再生や多目的に利用できる広場への転換を図っていきます。多目的に利用できる広場については、様々な主体・世代の利用区分が必要とのご意見もあることから、地域協議会で利用ルールの検討に取り組みます。 |
| 32 | 野球（ソフト）に利用者が特化し、偏っている | | |
| 33 | 野球場を特定の大会で占有し、地域の人が利用しにくい | | |
| 34 | スポーツをする人以外が利用しにくい | | |
| 35 | 野球のみ優先は問題。他のスポーツ（ゴルフ）をしたい人もいる | | |
| 36 | 公園内はグラウンドが主体。殺風景な感じがした | | |
| 37 | 子どもたちを連れて行って活動するとき、トイレに困る | トイレ | 河川敷の公園では建物は洪水時に支障となるため、移動可能な仮設トイレでなければ設置できません。設置数は緊急時の撤去、管理費用等をふまえて最小限にせざるを得ず、開園区域での増設は困難な状況ですのでご理解をお願いします。 |
| 38 | トイレの増設を望む | | |
| 39 | トイレが少ない | | |
| 40 | 遊歩道をもっと取り入れて欲しい | 園路 | 淀川では、本公園の園路や緊急河川敷道路を活用したマラソン大会の開催が近年増加しています。公園整備計画の作成にあたっては、駐車場の出入口との交差を避けるため歩行者用園路や水辺の散策路など安全で快適な園路整備も検討します。 |
| 41 | マラソン・ジョギングコースの整備が進むと良い | | |
| 42 | ピクニック、バーベキューなど、有料化利用の促進 | バーベキュー等の有料化 | バーベキューや駐車場の有料化については、河川敷でその料金徴収を実施するための施設整備やスタッフの常駐が必要になります。また、河川敷の公園であることから、コインパーキングなどの無人化施設の設置は洪水時の支障となるため困難です。バーベキューの過密利用やゴミ問題が発生する地区については、エリア設定の見直しなど改善策を検討します。 |
| 43 | バーベキューエリアは有料化すべきである | | |
| 44 | パーキングも有料化にすべきではないか | | |
| 45 | 公園内に中高木がない | 日陰 | 河川敷の公園であり、屋根付の施設は洪水時に支障となるため撤去が必要になります。このため、日陰確保の取り組みとして河川管理に支障のない範囲で樹木を植栽しています。今後も各地区の状況をふまえて高木植栽を進めます。 |
| 46 | 河畔林を小規模でも作っていくことが必要 | 河畔林 | 河川敷の樹木は洪水時に川の流れの阻害になることから、植栽の基準が定められています。このため、公園内に日陰を設けるために樹木の単植は行っていますが、樹林に成長するような密な植栽はできませんのでご理解をお願いします。 |
| 47 | 既存のさまざまな標示板が老朽化し、更新や撤去が必要と思われる | 情報発信 | 地区会議等において、本公園は情報発信が不足しているのご意見が多数ありました。地域協議会等のご意見をふまえながら、本公園における情報発信の改善方法を検討し、利用ルールや環境啓発などのサイン設置、沿川自治体や利用団体等と連携した広報に取り組みます。 |
| 48 | 公園全体の利用しやすい地図 | | |
| 49 | 鉄橋などの名所のプレートや看板があっても良い（今どこにいるかの目印となる） | | |
| 50 | 堤防上のイタズラされない高い位置に、行先表示や案内表示を設置することが可能ではないか | | |
| 51 | 淀川河川の魅力をもっと広めたほうが良い | | |
| 52 | 区民、市民への広報が必要（すばらしい自然環境の状況をPR） | | |
| 53 | 近隣の市民の方以外にも利用していただくために広報する | | |
| 55 | 自然を学ぶ場（田舎における里山と同じ）として地域で活用 | 地域連携 | 淀川では、清掃除草、植生管理、生物保護活動等を行う団体を支援する「淀川サポート制度」を設けています。海老江地区では「淀川掃除に学ぶ会」が清掃を実施していただいています。本公園の取組としても、地域協議会等を通じて市民参加型の管理運営の仕組みを検討するとともに、地域住民や学校、まちづくり団体や民間事業者等と連携した取組を進めます。 |
| 56 | 地域で清掃等 | | |
| 57 | イベント利用の活発化 | | |
| 58 | 自然だけでなく防災の観点からも河川敷を見て行く事が大事と考える | 防災 | 本公園は計25地区が沿川市町の広域避難地として位置づけられています。今後の整備、管理においても地震災害時の機能確保を図ります。 |

| | ご意見 | 項目 | 対応案 |
|----|--|-------|---|
| 59 | 汚いイメージ | 利用マナー | 本公園では硬式野球、ゴルフの練習は利用者の安全確保のため禁止しています。また、犬の放し飼いは「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」により係留が義務付けられています。注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めています。注意看板の設置や公園管理員の巡視により利用マナーの向上や迷惑行為の是正に努めていますが、解消に至ることはできず苦慮しています。迷惑行為がありましたら随時対応しますので、公園管理所または淀川河川事務所にご連絡をお願いします。 |
| 60 | 河川は利用者が特に多く、ゴミ箱も設置していないので、マナーもあるがゴミが広々と散らかっている | | |
| 61 | 再生干潟の辺りにゴミが特に多い | | |
| 62 | 硬式野球をしている団体がある | | |
| 63 | ゴルフをしている人を見かける | | |
| 64 | 利用者が飼い犬を連れてきてるがほとんどはロープにつながれていない(特に小型犬)。注意して欲しい | | |
| 65 | 河川沿いにホームレスのテントがあり、犬を飼っている人が多く、放している | ホームレス | 淀川では近年、ホームレスは減少傾向です。洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図っていきます。 |
| 66 | 鉄橋の下の管理が気になる(テントがある) | | |
| 67 | 不法居住者の撤去 | | |
| 68 | 定期的に業者が河川敷、海老江地区の草刈をしているが、周辺地域にすごい砂ボコリが飛んできて、洗濯物が干せないという声を聞く。水を撒いてから刈って欲しい | 維持管理 | 公園内の河川敷には運動施設や広場が設置されていることから、利用者の安全確保と快適な利用を維持するため、定期的に除草を行っています。除草に伴う粉じんの飛散防止に努めていますが、近隣地域にご迷惑がかかりましたら淀川河川事務所まで随時ご連絡をお願いします。 |
| 69 | 船着場の立入禁止の文字。しかし入っている人が多い。入れるように安全策を考えてみれば? | 船着場 | 淀川の船着場は、阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、地震災害時に緊急物資等の代替輸送路として舟運を利用するために整備しています。海老江船着場は潮位の変化や高潮等で冠水しやすく、河川管理者として利用者の安全確保が困難なことから立入禁止としています。船着場の平常時活用については、沿川自治体や民間事業者と検討を進めています。 |
| 70 | 水上バイクの利用で野鳥が逃げていくので迷惑している | 水上バイク | 水上バイクの利用は本来的には自由使用ですが、淀川では利用者の増加に伴い騒音などの苦情や水質悪化の懸念等種々の問題が生じたため、摂津市一津屋地区において、利用者団体(特定非営利活動法人PW安全協会大阪支部)が走行区域及び利用時間を限定する自主ルールを策定して利用をすることになっています。一津屋地区以外での水上バイク利用は迷惑行為として禁止していますので、確認された場合は、淀川河川事務所までご連絡をお願いします。 |
| 71 | 幼稚園・小学校低学年が虫取りの活動をしている。活動前に草を刈られると虫がいなくなる(堤防外側) | 堤防除草 | 堤防の除草は、崩れや亀裂などを堤防点検のため、梅雨期前、台風期後の年2回実施しています。広範囲の作業となるため、各地区の除草時期の調整は難しいことにご理解をお願いします。堤防除草が地域行事や環境活動等に支障がある場合は、お早めに淀川河川事務所までご連絡をお願いします。 |

※ 対応案は平成24年2月末現在の案です。地域協議会等の関係者調整、治水、環境等の技術的検討により変更となる可能性があります。